

「電波再配分のための給付金算定に関する基本方針（案）」  
に対して提出された意見の要旨及びこれに対する研究会の考え方  
（案）

基本方針案全体に対する意見

基本方針案の個別事項に対する意見

- 1 対象資産の範囲
- 2 耐用年数の扱い
- 3 局舎・鉄塔等の扱い
- 4 金融費用の算出方法
- 5 インセンティブ付与
- 6 その他

「電波再配分のための給付金算定に関する基本方針（案）」に対する意見の募集  
意見提出者の一覧（全15者、順不同）

（括弧内は、本資料で用いている略称）

1 電気通信事業者

- (1) 東日本電信電話株式会社 (NTT東日本)
- (2) ジェイフォン株式会社 (Jフォン)
- (3) 株式会社ケイ・オプティコム (ケイ・オプティコム)

2 電気事業者等

- (1) 北海道電力株式会社 (北海道電力)
- (2) 中部電力株式会社 (中部電力)
- (3) 北陸電力株式会社 (北陸電力)
- (4) 関西電力株式会社 (関西電力)
- (5) 中国電力株式会社 (中国電力)
- (6) 四国電力株式会社 (四国電力)
- (7) 九州電力株式会社 (九州電力)
- (8) 電気事業連合会 (電事連)

3 ガス事業者

- (1) 東京ガス株式会社 (東京ガス)
- (2) 東邦ガス株式会社 (東邦ガス)
- (3) 大阪ガス株式会社 (大阪ガス)

4 その他団体

- (1) 社団法人 電子情報技術産業協会 (JEITA)

「電波再配分のための給付金算定に関する基本方針（案）」に対して提出された  
意見の要旨及びこれに対する研究会の考え方（案）

意見要旨	研究会の考え方
<p><u>基本方針案全体に対する意見</u></p> <p>(1) 基本方針案の策定について</p> <p><u>基本方針（案）が取り纏められたことは大変有益</u>          ユビキタスネットワーク社会の進展等に伴い、様々な分野において電波利用が従来以上に拡大されていくことが想定される。こうした環境の中、電波有効利用政策をさらに着実に促進していくために基本方針案が取り纏められたことは、大変有益。（Ｊフォン）</p> <p>(2) 詳細な定義の必要性</p> <p><u>基本方針案において定義が明確でない事項について、今後さらに明確化を図っていくことが必要</u></p> <p>給付金算定の透明性を確保し、既存免許人と新規免許人の双方の予見性を高めるためにも、例えば「局舎や鉄塔等」の範囲にどこまでの資産を含めるか等基本方針案において十分に明確な定義がなされていない事項について、今後さらに明確化を図っていくことが必要。（Ｊフォン）</p> <p>(3) 透明性・客観性の確保</p> <p><u>具体的な運用ルールの策定にあたっては、透明性・客観性の確保が必要</u></p> <p>研究会での取り纏め内容を踏まえ、より具体的な給付金の算定や給付の方法についてルールを策定するにあたっては、透明性・客観性の確保について十分に配慮することが必要。（Ｊフォン）</p>	<p>基本方針の策定の趣旨にご賛同いただいたものと認識。</p> <p>再配分の対象となる無線局に対する給付金の算定方法の詳細については、今後、政府において、電波の利用状況調査の結果等を踏まえ明確化を図っていくことが必要と認識。</p> <p>ご意見については、今後、政府において、再配分の対象となる無線局に対する給付金の詳細な算定方法を決定するにあたって十分に配慮することが適当と認識。</p>

## 基本方針案の個別事項に関する意見

### 【 1 対象資産の範囲】

#### ( 1 ) 基本方針案に賛成

無線局運用に直接必要であり再配分により撤去される設備に限り支給対象とすることに賛成

「当該設備が無線局の運用を維持するために直接必要であるかどうかで判断し、局舎、鉄塔等も対象資産としての検討対象に加える必要がある。ただし、対象となるのは、あくまで再配分により通常、撤去される設備に限る必要がある」に賛成。(東京ガス、大阪ガス、Jフォン)

#### ( 2 ) 付帯設備の扱い

電源設備、空調・消火設備等付帯設備を支給対象とすることを要望

「再配分により通常、撤去される設備」の範囲に、局舎、鉄塔、および局舎内付帯設備として設置され、無線局の安定稼働、機能維持に必要である電源設備、空調・消火設備、セキュリティ設備等も算定対象資産の範囲に含めるよう要望。(東京ガス、東邦ガス、大阪ガス)

#### ( 3 ) 撤去されない設備の補償

継続して使用する設備を給付金支給対象外とすることに賛成

再配分の対象となる設備に付随する局舎、鉄塔等であっても、再配分の対象となる設備以外のシステムにおいて継続して利用されるケースについて給付金支給の対象外とすることは適当。(Jフォン)

撤去されない設備の投資未回収部分も給付金支給対象とするよう要望

再配分により設備が撤去されない場合においても当該設備の投資回収が出来なくなる部分については、失われる機能や価値の割合等に応じて、算定対象とするよう要望。(北海道電力、北陸電力、電事連)

基本方針の考え方にご賛同いただいたものと認識。

ご意見を踏まえ、具体的な設備の範囲については、今後、政府において、再配分の対象となる無線システムごとに撤去の実態を調査の上決定していくことが適当。

- (1)電波は有限希少な国民共有の資源であり、社会経済活動の变革や科学技術の進展等に伴い、国民全体の利益の増進を図るため、電波の配分を見直すことが必要である。そこで、電波の利用者は、無線局の免許を受けて原則5年間という期間に限り、電波の使用が認められることとされているものであり、かつ、電波の逼迫状況が深刻化しつつある現在、電波の有効利用に積極的に協力する責務も一層強くなっている。
- (2)その一方で、電波利用者の電波利用の継続に対する強い期待への配慮も必要との観点から、電波利用者の期待に反して、電波の迅速な再配分が実施され、電波利用者に実質的な財産上の損失が発生する場合に、その損失を補填するための措置を講じることを目的として、今回、給付金制度の導入を図る

	<p>ものである。</p> <p>(3)したがって、給付金の支給対象となる設備は実質的に財産上の損失が発生することになる撤去設備に限定することが適当であり、また、現実に撤去されない設備までを給付金の支給対象とすることは、給付金を負担する受益者の理解を得ることも困難である。</p>
<p><b>【2 耐用年数の扱い】</b></p> <p><u>実際に企業で用いられている税法上の耐用年数及び償却方法を適用するよう要望</u></p> <p>最も多く使用されている耐用年数を用いた場合、使用している耐用年数が採用されない企業は不公平感を持つと考えられるため、給付金の算定にあたっては、実際に企業で用いられている税法上の耐用年数及び償却方法を適用することを要望。</p> <p>(北海道電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、電事連、ケイ・オプティコム)</p>	<p>(1)今回の給付金制度は、電波利用の継続を期待して無線局建設等のために投資をしたにもかかわらず、政策転換等の結果、その回収が見込めなくなった部分等について、金銭的な補填を行うことが目的であり、給付金の算定要素は、「通常生ずべき損失」の範囲内で検討することが適当である。</p> <p>(2)ただし、この場合、迅速な電波の再配分を円滑化する観点からは、給付金額の算定にあたっては、個別に損失額を微細に定めるというのではなく、事前に定型化が可能な要素に基づき算定することが適当であることから、給付金の算定において使用する耐用年数についても定型化が必要である。</p> <p>(3)かかる観点から、耐用年数については、「最も多く使用されている耐用年数」を使用することとしているものであり、また、同一の設備について異なる耐用年数を適用することは、同一の設備を撤去するにもかかわらず、長期の耐用年数を用いている企業により多額の給付金が支給されることになり、受給者の公平性確保の観点からも適当ではないものである。</p>

### 【3 局舎・鉄塔等の扱い】

#### 再配分計画公表から10年後の残存価値を控除しないことを要望

局舎、鉄塔等耐用年数が高い設備については建設からの経過年数が短いほど残存価値も大きく、免許人の被る損失も大きくなり不公平な扱いになることから、再配分計画の公表から10年後の残存価値を控除せずに、給付金額を残存簿価から残存価額を差し引いた金額で算定することが適当。(北海道電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、電事連)

#### 局舎・鉄塔等については10年以上の準備期間を設けた電波再配分についても給付金支給対象とするよう要望

局舎の耐用年数は40年程度あり10年の準備期間では資産価値の償却は1/4程度しか進まない。また、従来から補償無く実施した経緯については、企業体と総務省との交渉の上、同意を受け実施しており、社会通念上の一般的考え方とはみなせない。したがって、局舎・鉄塔等については10年以上の準備期間を設けた電波の再配分についても給付金の対象とするよう要望。

(北海道電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、九州電力、電事連)

#### 法定耐用年数が20年未満の建物及び支持物も給付金支給対象とすることを要望

法定耐用年数が20年未満の建物又はアンテナの支持物は給付対象外としているが、20年未満を給付対象外とした明確な根拠が提示されておらず、また、免許人が損失を被ることも想定できる。よって、法定耐用年数に拘わらず、給付対象とするように要望。

(北海道電力、中部電力、北陸電力、中国電力、四国電力、電事連)

(1)電波法では、無線局免許の有効期間は原則5年間とされている。これは、社会経済活動の変革や科学技術の発展に伴い、定期的に電波の配分を見直す必要性と、免許人が安定的に電波を利用できる地位の保護の必要性を勘案したものである。また、従来、政府は、無線局の再免許の法的な性格は「更新」ではなく、「新たな地位の設定」と位置付けてきており、これを前提とすれば、再配分計画の策定から5年以上の準備期間を設ける再配分形態では、そもそも補償は不要との見解もあるところである。

(2)しかしながら、

無線局免許人には、免許の有効期間後も引き続き電波を利用できるという強い期待が生じている実態

電波利用には様々な形態があり、例えば、局舎及び鉄塔のように多額の投資を伴い、法定耐用年数も極めて長期の設備については再配分計画の策定から5年以上の期間、電波を利用しても、多額の簿価等が残る場合があり、また、事業継続を前提とした基礎的なインフラであること

「訴えの利益の有無の観点」という限定的な判断ながらも再免許の法的性格を更新と位置付ける最高裁判例(東京12チャンネル事件/昭和43年12月24日)の存在

などを勘案すれば、5年間で補償もなく電波利用が停止されることも、電波に内在する制約として、免許人が当然受忍すべき責務であるとする説明は、社会通念に照らし、必ずしも合理的と言えないとの指摘もある。

(3)そこで、一定の無線局については、5年を超えた準備期間を設けて実施する再配分であっても、例外的に給付金の支給対象とすることが適当と判断したものである。

(4)したがって、給付金額の算定にあたっては、上記の考え方を踏まえつつ、これまで10年以上の準備期間を設けた上で、補償を行わずに再配分を実施してきた実態をも勘案し、電波利用の継続を期待して無線局建設等のために投資をしたにも

かかわらず、政策転換等の結果、回収が見込めなくなった部分として、再配分計画の公表から10年間で償却する見込みであった金額のうち未償却となる金額を補償対象とすることが適当と判断したものである。そこで、再配分実施時の残存価値から計画公表から10年後の設備の残存価値を差し引いた金額を給付金額の算定要素としたものである。

(5)また、給付金制度では、計画の公表から5年以内に既存の電波利用の最終使用期限を定める迅速な再配分を対象とすることを原則としているが、上記(3)及び(4)の考え方に基づき、法定耐用年数が極めて長期であるなど客観的な基準に基づく特別の事情がある場合に限り、計画から5年を超え10年未満の期間内に実施される電波の再配分においても、ごく例外的に給付対象とすることを検討するものである。

これを前提として、局舎等についても、鉄筋コンクリートによる造成物は、一般に20年以上の法定耐用年数を用いている実態をも踏まえて、ひとまず20年以上のものに限ることを原則としたものである。更に、上記(2)で述べた見解と同様の趣旨から、給付金の支給対象の判断にあたっては、事前に定型化が可能なものとして、「最も多く使用されている耐用年数」を使用することとしているものであり、各企業において現実に使用されている耐用年数を用いるものではない点も申し添える。

ただし、電波の利用形態は、中継系固定局等の中でも、様々な態様があることから、電波の利用状況調査において、特段の事情が認められ、かつ、これを支給対象や算定対象の判断に当たり考慮することが合理的と認められる場合には、例外措置を設けることを、この基本方針は否定するものではない。

#### 【 4 金融費用の算出方法】

##### ( 1 ) 借入金と自己資金の割合

自己資金と借入金の比率を事業者が選択出来ることを要望

資金調達方法は企業ごとに異なるため、自己資金と借入金の比率は、事業者の実態に合わせて選択出来るように検討することを要望。

( ケイ・オプティコム )

##### ( 2 ) 自己資金の適用利率

自己資金の運用利率を定期預金の利率ではなく長期的な事業維持が可能な水準とするよう要望

自己資金は、本来、貯蓄のためではなく新たに事業に投資して収益を得るために使われるものであることから、事業の維持・運営が可能な利益水準となることが必要。したがって、自己資金の運用益に定期預金の利率を適用することは適切ではなく、長期的な事業の維持が可能な水準となるよう見直しを要望。( NTT東日本 )

##### ( 3 ) 新規設備の取得費用

新規設備の取得費用を撤去される設備の取得費用と同額にすることについて理解

再配分により新たに必要となる設備にかかる取得費用については、電気通信分野における技術革新により新たに取得した設備のパフォーマンスが大幅に向上している可能性が高いこと、また実運用面を考慮した場合に算定方式は可能な限り簡素なものであることが望ましいこと等を考慮すると、「本来の設備費用(既存設備)」=「代替の設備相当の費用(新規の設備)」とする考え方は一定の理解を得られるものである。( Jフォン )

【耐用年数の扱い】の回答に示したとおり、電波の迅速な再配分を円滑化する観点から、給付金額の算定にあたっては、個別に損失額を微細に定めるというのではなく、事前に定型化が可能な要素を算定要素とすることが適当であり、自己資金と借入金の比率についてもあらかじめ定型化することが必要と考える。

ご意見を踏まえ、自己資金の運用利率については、撤去設備の耐用年数等も勘案し、定期預金のほか国債等の利率も参考として定めることとする。

基本方針案の考え方にご賛同いただいたものと認識

【5 インセンティブ付与】

インセンティブ付与の具体的方策は新規及び既存免許人双方にとって予見可能性が高い仕組みであるべき

新たな電波利用のニーズにこれまで以上に迅速に対応していく観点から、電波の再配分が円滑に推進される必要があり、既存の電波利用者が最終期限を前倒しして設備の撤去を行なうよう、インセンティブを付与することは大変有効な方策である。

インセンティブ付与の具体的な方策は、新規免許人及び既存免許人の双方にとって予見可能性の高い仕組みである必要がある。( Jフォン )

基本方針案の考え方をご理解いただいたものと認識。

【6 その他】

( 1 ) 中継系固定局等以外の無線局の扱い

中継系固定局等以外の無線局については新規設備の取得費用は既存設備と同等の能力を有する代替設備の範囲内で算定すべき

中継系固定局等以外の無線局では既存設備と同等の能力を実現するため、既存設備の取得費用以上の費用がかかるケースが想定されるため、新規設備の取得費用は、基本的に「既存設備と同等の能力を有する代替設備の範囲内で算定する」とすべき。( 関西電力 )

P H S 事業については関係事業者に対して実態調査を行い、実情に見合った対応を検討するよう要望

P H S 事業において周波数帯域の圧縮等が実施された場合、無線設備の変更工事・追加設備取得の他に、利用者の端末回収や利用者への補償への対応を考慮する必要がある。したがって、中継系固定局以外の無線局においては、事業者側の追加設備取得のみで対応できない場合を考慮し、P H S 事業に関連する再配分を検討する場合には、関係事業者に対して実態調査を行い、営業補償を含め実情に見合った対応を検討するよう要望。

( ケイ・オプティコム )

今回の基本方針案は中継系固定局及びレーダを中心に算定方式を検討したものであるが、それ以外の無線局についても、基本的には、今回の算定方針の趣旨に則り、別途、算定方針を策定することが適当と考える。

ただし、電波利用の形態は様々であり、電波の再配分対象となる電波の利用形態に特段の事情がある場合には、政府において、電波利用状況調査等による実態調査を踏まえつつ、当該特段の事情を踏まえた算定方針を策定することが適当である。

## ( 2 ) 賃貸契約の場合の補償

賃貸借契約の場合、「違約による損失に対する補償」と「新たに発生する賃貸借契約による損失に対する補償」の合計を給付金額とするよう要望

無線設備等を賃借している場合、電波の再配分により契約期間途中で解約する際に、契約残期間に対する違約金の支払いが生じる可能性があるため、「賃貸借契約の違約による損失に対する補償」と「新たに発生する賃貸借契約による損失に対する補償」の合計額を給付金額とするように要望。(関西電力)

## ( 3 ) 税制面の配慮

給付金については税制面においても配慮していただくよう要望

電波再配分のための給付金については、電波利用者の負担軽減の観点から、法人税法第四十二条「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」の対象となる等、税制面においても配慮していただくよう要望。(関西電力)

## ( 4 ) 給付金制度の位置付け

今回の給付金制度は、電波利用料とは別の議論であり、あくまで電波再配分による損失補償として、創設されることを明記すべきである。

この給付金制度は、マイクロ波帯を使用する中継系固定局やレーダを対象とした給付金制度であることを明確にし、再配分が終了し、損失補償の必要がなくなれば、廃止されることを明記すべきである。

給付金の財源は、電波再配分後の電波を実際に利用する受益者からのみ受益の割合に応じて徴収されることを確認したい。

給付金の財源として受益者から徴収される費用は、損失補償としての給付金のみを使用されることを明確にすべきである。( J E I T A )

ご意見のとおり、賃貸借契約の解約により違約金が発生等する場合には、当該違約金等を再配分により生じる損失とみなして、給付金の算定対象とすることが適当である。

具体的な算定方法は、今後、再配分を行う際に該当する事象が発生した場合に契約内容などを調査した上で定めることが適当である。

支給した給付金が課税対象とならないための税制上の措置については、給付金制度の導入に際し、政府において、現行制度の解釈による対応も含め、前向きに対応を図ることが適当である。

本研究会は、給付金制度の導入を前提として、その具体的な給付金額の算定方針を検討することが目的であり、基本方針案においても明記したとおり、給付金制度の基本的枠組みそのものについては、本研究会の検討の対象外である。貴協会の意見については、電波有効利用政策研究会における検討課題であることから、政府においては、今後、同会議の運営又は政策決定において、参考とされることを希望する。

因みに、本研究会が給付金の算定方針を検討するに当たって、前提とした給付金制度の基本的な枠組みのうち、貴協会の意見に対応する考え方は、電波有効利用政策研究会第一次報告書で提言されているとおり、以下のとおりである。

給付金の基本的性格は、電波の迅速な再配分により、既存免許人に「通常生ずる損失」について相応の金銭的な補填を行うものであり、損失補償的な性格を有するもの。一般

の電波利用料とは別の観点からの議論であること。  
電波の再配分に要する給付金に充てる財源として、再配分による受益者に相応の費用負担を求めるものであり、その負担金額も、再配分に要する給付金の総額を基に算定すべきものであること。  
受益者による負担は、当該者が利益を受ける電波の再配分の給付金額を賄うためのものであることから、恒久化されるものではなく、所要の金額が確保された段階で、終了すべきものであること  
今回の給付金額の算定方針は、当面、再配分の検討対象となる可能性が高いと見込まれる中継系固定局やレーダ等を想定したものである。しかしながら、給付金制度そのものは、今後、実施される電波の迅速な再配分の対象となる様々な種類の無線局が適用の検討対象となるものであり、中継系固定局等に限定されるものではないこと。